

違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業のうち 合法木材信頼性向上支援事業

本事業は、以下3つの事業から構成され、FoE Japan では(3) 輸入木材の調査を実施した。

- (1) 認定団体等の登録事業（社団法人 全国木材組合連合会）
- (2) 合法木材供給システムのモニタリング（財団法人 林業経済研究所）
- (3) 輸入木材の調査（FoE Japan）

1. 事業概要

輸入材における合法性の信頼性向上に寄与すべく、日本市場にとって、依然、合法性信頼向上のニーズが高いと考えられる中国やベトナムなど木材加工国の原料ソースに着目し、中国&ロシア間、ベトナム&ラオス間の木材貿易も視野に入れ、両加工国内の木材のサプライチェーンを書類ベースで可能な限り遡ることで、合法性証明の現状を把握し、合法性信頼性向上に寄与するポイント等を整理した。

2. 事業報告概要

(1) 中国、ロシア

(ア) 調査内容

中露両国の森林、林産業、木材貿易の動向を、文献調査および現地調査を通じて確認し、中国、ロシア、日本の間で流通する木材のサプライチェーンを書類ベースで確認、遡及できる地点まで追跡した。

(イ) 調査結果概要

(i) 「ロシアの森林、林産業および木材貿易の動向」の概要は以下である。

- ① 森林火災に関し、2010年にイルクーツク州では発生件数901件、26,900haが焼失。ハバロフスク地方では、249件、45,000haが焼失と、極東および東シベリアでは、例年よりも焼失面積が減少。2010年の森林火災が話題となったのは、欧州ロシアを中心に人家にも到達する火災が発生したためとされる。
- ② 2010年のイルクーツク州の丸太生産は3200万m³と、経済危機以前のレベルに回復しつつある。輸出では、2009年の製材が392万m³、丸太が578万m³。2010年は製材が480万m³、丸太が530万m³と木材加工を推進した成果が出ている。
- ③ 現在イルクーツク州内では中小の伐採・木材加工業者の製品を輸出するための「国営輸出企業」の設立を検討。2011年より施行された木材搬出ポイントの法律との相乗効果で、現時点で規制し切れていない中国人仲介業者による違法木材流通の排除を狙う。
- ④ 極東・東シベリアの双方において、政府当局は公式に登録している数社を除き、領内で木材の転売、一時加工を行う中国系業者の実数を把握していない。沿海地方では、各管轄区に60の一次加工工場があると予測（地方内では約500）、イルクーツク州では鉄道沿いの私有の木材積載場内のみで違法就労する中国人が多い。

(ii) 「中国の森林、林産業および木材貿易の動向」の概要は以下である。

- ① 最新の全国森林資源調査(第7回調査：2004-2008)によると、中国の森林面積は、およそ1億9,333万haで、国土の20.368%を占める。森林および蓄積量の8割は、東北3省、南部10省区、西部2省に偏在している。
- ② 2009年の全木材消費量は、4億1千万m³と推計。内訳は、製紙用材が1億4.7百万m³、建築用材9千7百万m³、輸出用材(家具、木製品含む)5千5.5百万m³、家具用材4千7百万m³。原木供給元は、輸入木材が45%、国産木材が55%。
- ③ 日本向け製品製造工場でロシア材を中心として使用する工場が多く立地するのは、遼寧省大連市および黒龍江省、内蒙古自治区。前者では2000年以降、取り扱い木材の80%が、後者は殆どがロシア材であるが、輸出関税引き上げなどの影響によりNZ、米加材の利用が増加。しかし、2010年でもロシア材のシェアは、丸太で40.9%、製材でも44.2%。国境地帯では、原木から板材への転換が急速化している。

(iii) 「ロシアにおける合法性証明の取り組み状況」の概要は以下である。

- ① 連邦レベルの違法伐採対策である衛星モニタリング2009年では、24の地方・州、1億7,540万haが対象とされ、98万2,300m³、48億ルーブル(約140億円)相当の違法伐採が確認された。連邦森林局による2010年の集計結果は発表されていないが、ある地方では、日本向け木材輸出業者でFSC森林認証を取得している業者による違法伐採も確認された。
- ② ロシア連邦保安庁(FSB)と関税局のオペレーションにより大規模な中国人木材密輸グループが摘発。152名が違法滞在で逮捕。25,000m³の違法調達木材が差押えられた。その後更に50名逮捕。この他にもロシア連邦内務省などによる違法材摘発は継続し、沿海地方では植物検疫証明証の偽造を含む違法木材流通が摘発。極東関税局による日本向け木材の密輸木材770万ルーブル(約2500万円)相当も発覚。
- ③ 地方・州レベル違法伐採対策としては、2010年末イルクーツク州において木材受入れ・搬出ポイントに関する法が制定され、2011年より施行。3月時点で州内の3分の1にあたる1034の林産業者が登録済み。登録は、鉄道沿いの搬出ポイントに限らず、伐採、加工、輸出など林産業に関わる全業種が対象となっている。木材取扱量に関し業者による月次報告が義務付けられているが、運用状態は未だ不十分。
- ④ 東シベリア、極東の両地域において、市場が米国あるいは欧州である林産業者間では、レイシー法およびEU木材規則への対応としてFSC森林認証を取得する企業が増加。2011年1月の時点で625万haがFM認証を有し、687万haが認証取得を目指す。

(iv) 「中国における合法性証明の取り組み状況」の概要は以下である。

- ① 国内材の合法性確保は基本的には、各地方別「森林伐採限度量制度」の許可範囲で伐採され、合法的に輸送されたものかが判断基準。書類としては、地方あるいは林業局により発行された「伐採許可証」および、「木材運輸証明書」。
- ② 輸入木材に関する合法性の確保は、「対外貿易法」、「税関法」、「輸出入貨物原産地条例」及び「森林法」などを通じて判断。ロシア材に関しては、通関時点で、

原産地申告書類、伐採申告書、輸送許可書の確認が可能であるが添付は義務的ではない。特別に要求するケースを除き、書類のチェーンはこの地点で分断される。

- ③ 2010 年 12 月現在、中国独自の森林認証制度（CFCC）の普及に向けた取り組みが開始。2015 年までに国家森林認証システムを完成させ、PEFC との国際相互認証の実現が見込まれている。これと連動し 2008 年以降は違法材リスクの高いロシア材を敬遠する動きもある。

(v) 「遡及可能性調査」の概要は以下である。

- ① 日本においては、ロシア材取り扱いのある企業、家具業者より現在利用している木材取引書類、合法性証明書類を入手。中国では、訪問調査をベースに書類を収集したが、相手取引先など機密事項が記載された書類の提供は入手困難。追加的に日中露三国の木材取引データより、ロシア材利用業者を選定、伐採地までの連関を調査。
- ② 日本で入手した書類は、現状シッパー（企業）の発行する取引書類が基本であり伐採地までの遡及性はない。一部の業者では、国家機関の発行する植物検疫証明書の添付もあるが、伐採申請書の提出義務は地方・州でばらつきがあると同時に、合法性という観点での信頼性は低い。原産地証明書は、商工会議所の発行であり、原産国として「ロシア」と表記されるが、伐採申請書から伐採地までの情報の連関が取れない。
- ③ 中国で入手した書類では、原産地証明書の利用が 1 件で確認され、植物検疫証明書は 1 社で確認された。取引書類に基づく調査では、シッパーの住所から遡及を試みたが、所在地にオフィスはなく、州政府当局、税務局へ当該企業の登記に関して確認したが、2010 年時点での登記は確認されなかった。
- ④ 木材取引データに基づき、ロシア側業者を特定、遡及調査を実施。イルクーツク州に関しては、伐採地を訪問した 2 社は、FSC 認証保有企業であり、自社からの販売の時点までは内部にて PC データ管理されていたが、日本企業側から FSC 認証材の要求は稀で、リース契約、伐採申請書の照会を求められることもほぼない。
- ⑤ 木材取引データに基づく極東の現地調査では、伐採地から里土場（工場、鉄道搬出ポイント）に運ばれた時点で伐採地が不明になるケースが確認。また同工場敷地内に中国人による一時加工工場があり、材の売買契約を元に販売、輸送も請け負うという形態で協業。別企業の里土場では、違法集材の中国業者が発覚、確認のために警察当局へ通報された。

(vi) 「総括」の概要は以下である。

- ① 木材取引書類による日本、中国からロシア側伐採地までの遡及性は、現時点では確保されていない。ロシア国内では、国家による輸出時点までの木材流通管理が、書類ベースで一貫していないため、欧米に市場をもつ各企業が合法性確保のために FSC 認証や PEFC 認証を利用しているのが現状。日本、中国のみを市場とする業者は、これに積極的ではない傾向がみられる。
- ② ロシアにおける現在の違法伐採対策は、伐採地および木材流通の両側面での違法性

摘発に貢献しているが、合法性確保の視点では不十分であると同時に、地方・州政府当局の見解としても自らの権限を超えた業務であると認識されている。

- ③ イルクーツク州における木材搬出ポイントに関する取り組みに、合法性証明の機能を負わせるためには、外部の審査機関および当該の認証を許容しうる各国の参加が必要とされる。端的には森林認証を必須としない大手取引国である中国および日本の参加が望まれている。
- ④ 現地調査においては、森林認証あるいは団体認定を有する業者における違法伐採も確認された。従って現状、合法性確保のためには、各種認証、認定の他、連邦森林局による衛星モニタリング、および内務省他による現場調査、地域に特化した任意団体によるフィールド調査の結果を年次ペースで確認することが必要である。

(2) ベトナム、ラオス

(ア) 調査内容

ベトナム、ラオス両国の木材生産・流通、違法伐採に関する情報収集・整理や、木材流通に関する事例調査、トレーサビリティの確認を行った。

(イ) 調査結果概要

(i) ベトナムについて

- ① 木材輸入量は 900 万 m³ (丸太換算)。丸太はマレーシア、ミャンマー、ラオス、アメリカから、製材はニュージーランド、アメリカ、カンボジア、ブラジルから輸入
- ② 国内木材生産は 270 万 m³ (丸太換算)、ほとんどはアカシア、ユーカリなど植林木。
- ③ 個別の木材製品のトレース・バックは困難だったため、個別聴き取りをもとにケース・スタディを実施
 - 事例 1: ラオス南部→ベトナム中部輸入業者→ベトナム南部
 - 事例 2: ベトナム中部植林→南部家具工場→EU・アメリカ・日本
 - 事例 3: 南アフリカ→輸入業者→南部家具工場→輸出業者→EU
 - 事例 4: ベトナム・マレーシア・中国→EU、韓国
 - 事例 5: ラオス・南アフリカ→輸入業者→北部伝統木製家具企業→輸出業者→オーストラリアなど
 - 事例 6: ベトナム国内・ラオス→北部家具→日本、EU、オーストラリア など

(ii) ベトナムに流れるラオス材

- ① ベトナムに輸出されている主な樹種は、イエローバラウ(*Shorea* spp.)、クルイン(*Dipterocarpus*)、ローズウッド(*Dalbergia* spp.)など
- ② ラオス軍部とのコネクションをもつ専門のベトナムの輸入業者が取扱う
- ③ そうした木材は、ラオス南部→ベトナム中部 (クイニョンやビンズオンなどの屋外用家具業者など) / または海外市場へ
- ④ ベトナム側からの輸入手続きは、あいまいな法的位置付けで、法の適用外の事例が多く、抜け穴になっている。
 - ベトナムがラオスに対するインフラ建設などの開発支援と引き換えとして木材を得るケースなど (EIA/Telapak, Forest Trends/DFID)

(iii) ラオスの木材流通

- ① 丸太および加工度の低い製材の輸出は原則禁止されている（例外：インフラ建設前の伐採）
- ② 伐採量（quotas）は中央政府が各県の要請に基づき、決定・割り当て
- ③ 木材の供給源は、a) 生産林、b) インフラ建設、プランテーション造成時の整理伐、c) 違法伐採、d) 違法伐採押収木材に分類できる
- (iv) 合法性信頼性向上について
 - ① ベトナムでは、FSC 認証の普及が進んでおり、合法／違法という概念よりもむしろ、認証／非認証なる概念が確立している
 - 政府自ら生産林の 30% で認証取得を目標とし、既存法規制の見直しに着手
 - FSC-CoC の取得企業は 190 超（FM 認証はまだ少数）
 - 小規模世帯による集団取得への支援
 - ② また原料も輸入天然木からベトナム国産の植林木が中心に。
 - ③ 輸入材については、PB や MDF などの使用が増加、また高リスク国（ラオス、ミャンマー、カンボジア、中国等）が減少し、認証丸太・製材の輸入へ
 - ④ 米国（レイシー法）、欧州（FLEGT-VPA）のリクエストにより、木材出所の確認が進む
 - ⑤ ラオスでは、a) 生産林の管理強化、b) 森林査察省（Forest inspection department）の設置、c) FSC 認証の取得などの取組みが見られるものの、全体的に合法／違法の白黒が付きにくい依然グレー状態である

違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業のうち 合法木材普及体制整備事業

本事業は、以下 3 つの事業から構成され、FoE Japan では (3-A) 合法木材普及拠点キャンペーンを実施した。

- (1) 合法木材供給体制整備事業（社団法人 全国木材組合連合会）
- (2) 合法木材普及支援事業（社団法人 全国木材組合連合会）
- (3) 合法木材普及啓発事業
 - A. 合法木材普及拠点キャンペーン（FoE Japan）
 - B. 合法木材普及促進事業（社団法人 全国木材組合連合会）

1. 事業概要

木材の需要者や消費者に対して、合法木材の利用を推進するため、(1) エコプロダクツ 2010 へ出展や、(2) セミナー等の実施を通して、合法木材等への普及・啓発を実施した。

2. 事業報告概要

(1) 環境・住宅・家具・DIY 関連の展示会への出展

(ア) 出展概要

- ・ 期間：2010 年 12 月 9 日（木）～11 日（土）
- ・ 総来場者数：183,140 人
- ・ 企画ゾーン「森林からはじまるエコライフ展（フォレストサポーターズ美しい森づくり推進国民運動が運営事務局）」内に出展。
- ・ ディスプレイデザイン業界の（株）乃村工藝社との共同出展。展示デザイン・造作・施工を乃村社が担当。隣接の休憩スペースまで含めて一体的な空間を企画。
- ・ テーマは「フェアウッド・カフェ」。木に囲まれる心地よさを実体験してもらいながら、合法木材等、それぞれの木の産地について配慮することの必要性をアピールした。

(イ) 展示内容

- ・ 「循環／Circulation」を形にした渦型の木製オブジェなど、産地の明らかな合法木材（地域材含む）を全面に使用し、洗練された展示空間をプロデュースした。
- ・ 11 月に横浜で開催された国際会議・展示会で使用された尾鷲杉の床板を再使用し、循環をコンセプトとした巨大な曲面オブジェを設置。支持材には吉野杉小径間伐材を使用。出展ブースおよび隣接休憩スペースには同じ国際会議・展示会で使用された杉間伐材のパーケットフローリングを再使用した。エコプロ終了後は、約 1 ヶ月間乃村工藝本社ビル（東京・お台場）にて展示した後、解体部材をベンチに加工して寄贈するなど、すべて再使用する予定。
- ・ 一般消費者向け、ビジネス向けの 2 種類のグラフィックパネルを用いて、森を壊さない木材の選び方について説明。グリーン購入法による違法伐採対策・合法木材推進、企業による木材調達ガイドラインの取り組み事例も紹介。
- ・ 毎日 3 回、各回 10 名の木工ワークショップを実施。地域材、FSC 認証材、建築廃材

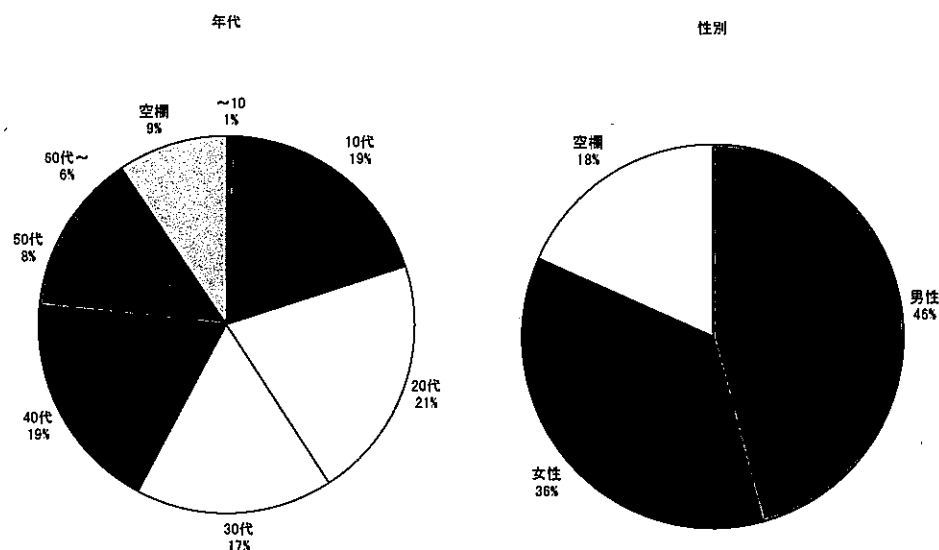
を使ってカップソーサーなどを作りながら、森を壊さない木の選び方や使い方を説明した。ペレットストーブで沸かした森林農法コーヒーを提供して、くつろぎながら参加してもらった。

- 隣接する休憩スペースも一体的に空間コーディネートするとともに、FSC 認証材や合法木材、地域材のテーブルやチェア製品を展示、来場者が実際に休憩しながらそれら製品に触れる機会を提供した。

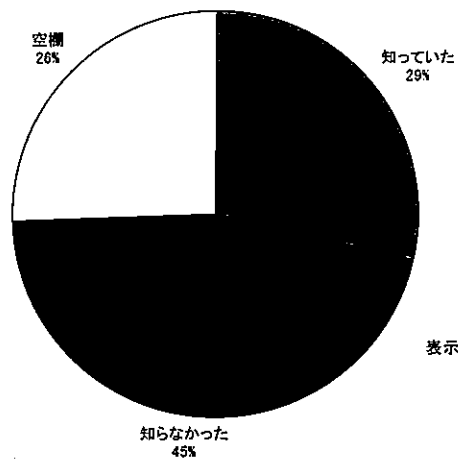
(ウ) 実施結果についての考察

- ① 木材を大量に使った巨大オブジェで立体的な空間ディスプレイをしながらも、依然知られていない海外の違法伐採等の問題を順を追って紹介し、合法木材や来歴の明らかな木材を使うという意識付けができた（下図アンケート結果参照）。
- ② 展示会・商業施設などの企画・設計・施工をするディスプレイデザイン業界大手の(株)乃村工藝社との共同出展し、合法木材や産地のはっきりした地域材を使った展示を実現。使用後の木材もすべて再使用することや、他団体・企業との協働による休憩スペースのコーディネートや、ペレットストーブの実演などの取り組みも評価され、第1回のエコプロダクツ展エコブース大賞の最優秀賞を受賞した。洗練されたデザインとあわせ、木材のイメージ向上にも貢献した。
- ③ 同社に対して、共同出展を通して木材調達ガイドラインの策定や、合法木材調達の支援も実施した。
- ④ 同社の木材関連発注額は約 100 億円にも達し、これまで同社が手掛ける国内のほとんどの展示会では、合法性が未確認の南洋材ラワン合板や北洋アカマツが展示造作物の下地や垂木に大量に使用され、使用後には廃棄されてきた。今回の共同出展が評価されたことで、今後のエコプロダクツ展を含めた日本の展示会や商業施設での木材調達・使用のあり方や、他の出展企業、展示業界、および下請けの木工事請負業界へ合法木材を普及する大きな契機となった。

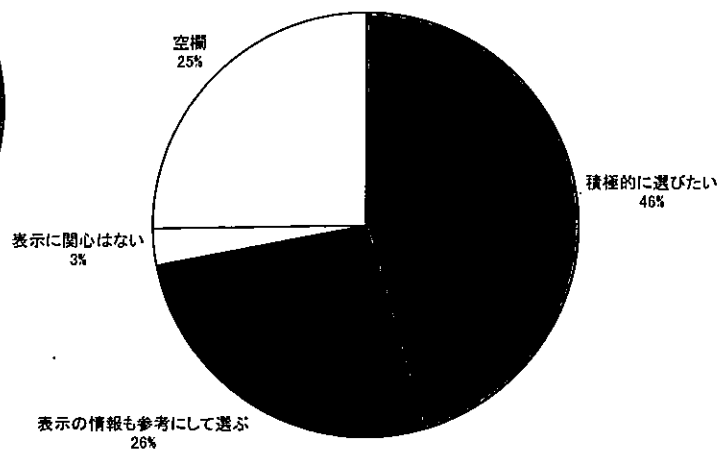
(エ) ブース来場者へのアンケート結果（回答者数 537 名）



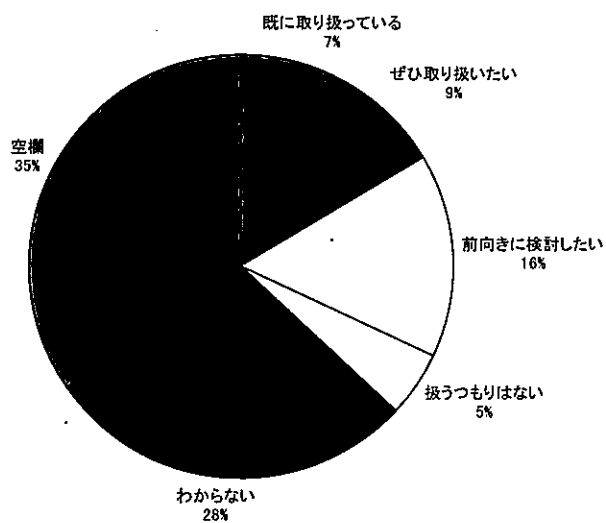
Q1 違法伐採問題や合法木材の取り組みについてご存知でしたか？



Q2 木材製品を購入するとき、産地や樹種が表示されているものを選びたいと思いますか？



Q3 合法木材および木材製品を御社で取り扱う(購入・加工・販売等)お考えはありますか？



(2) セミナー等の開催

(ア) 開催概要

■ セミナータイトル

フェアウッド推進セミナー

～持続可能性の実現に向けて、どうするフェアウッド&合法木材?!～

■ 実施日／参加者数

- ・平成 23 年 1 月 25 日（東京） 13:00～16:00

国立オリンピック記念青少年総合センター
センター棟 セミナーホール

（東京都渋谷区代々木神園町 3-1）

参加者数：89 名（企業関係者 81 名、自治体関係者 3 名、NPO/NGO 3 名、個人 2 名）



- ・平成 23 年 1 月 27 日（大阪） 13:00～16:00

エル・おおさか（大阪府立労働センター）6 階 606 号室（大阪府中央区北浜東 3-14）

参加者数：57 名

（企業関係者 41 名、自治体関係者 4 名、NPO/NGO 1 名、その他法人 5 名、個人 6 名）

(イ) 開催内容

フェアウッド&合法木材の一層の利用促進に寄与するために、これまで先陣を切ってフェアウッド&合法木材等の利活用に積極的に取組んできた企業の方々を中心に、個々の事例におけるこれまでの成果と今後の課題を共有し、森林・林業の持続可能性の実現に向けた次の一步として何が必要なのか、ポイントになるのかについて、検討、議論しました。第一部は、世界におけるフェアウッド供給体制の状況、木材生産国の状況（ベトナムおよびロシア）について FoE Japan が報告を行いました。第二部は、企業の取り組みとして、住宅メーカー、建材メーカーの木材調達方針等についてご発表いただきました。第三部は、パネルディスカッション形式で、フェアウッド調達における苦労話、導入によるメリットや課題等、セミナー参加者との意見交換を行いました。



■ 発表、質疑応答およびディスカッションの内容について

1. イントロダクション：世界が向かうフェアウッド（三柴淳一、FoE Japan）

フェアウッド&合法木材の概念、2006 年のグリーン購入法改正の内容および合法木材ガイドライン、欧米諸国で行われている輸入規制の取り組みを紹介。2010 年 10 月に欧州議会で EU 市場規制が承認され、アメリカでは、2008 年に改訂されたレイシー法により、違法木材製品を販売した会社が摘発された。調達者に責任が課せられるようになってきた。

2. フェアウッド供給体制の現状～生産国調査報告 ベトナム編（満田夏花、FoE Japan）

ベトナムでは人工林が増え、天然林が劣化している傾向がある。その原因は農地転換、大規模インフラのための開発、違法伐採。ベトナム国内での違法伐採は減少していると言われているが、木材の国内需要の 8 割を周辺国からの輸入に頼っていることから、近隣国からの違法木材がベトナムに持ち込まれている。ベトナムから木材輸入する際には原産地確認が重要。

3. フェアウッド供給体制の現状～生産国調査報告 ロシア編 (佐々木勝教、FoE Japan)

世界最大の森林面積を持つロシアは、5690 万 ha が伐採リースに割り当てられている。ソビエト連邦崩壊後、加工の精度、木材生産量ともに後退し、木材加工業への取り組みが盛んになっている。2004 年に森林局が地方政府下へ移り、国家による森林管理が不安定となり、違法伐採が多発している。地方・州政府による仕組み作りが求められる。

4. 住宅メーカーの取り組み～調達方針運用実績と効果、および今後の課題

(岡靖明氏、ミサワホーム株式会社 建設推進部 環境推進グループ)

「生物多様性の保全」、「持続可能な利用」をキーワードに、2010 年 6 月に「木材調達ガイドライン」を発行。ガイドラインの冒頭では、生態系に悪影響を与える木材調達を行わない姿勢を示し、時代に合った環境戦略を打ち出したことをアピール。フィンランド直営工場建設による木材の安定供給、一貫体制での管理（資源採取から現場施工まで）、現地での植林活動等を紹介。

5. 住宅メーカーの取り組み～調達方針運用実績と効果、および今後の課題

(木戸一成氏、積水ハウス株式会社環境推進部)

木材調達ガイドラインの特徴は、生態系保全および社会的影響を視野に入れた持続可能性、NGO との協働、サプライチェーンとのコミュニケーション。2007 年 4 月に 10 の調達指針を作成し、各指針に点数をつけた合計点で評価。サプライヤーとは対話をしながら、10 の調達指針の中から、柔軟に対応してもらっている。一般市民に対するフェアウッド情報発信が重要。

6. 建材メーカーの取り組み～調達材の切替え実績と効果、および今後の課題

(谷口正剛氏、朝日ウッドテック株式会社 経営企画室 環境推進グループ)

環境に配慮し、長く使えるコンセプトで、製品体積の 7 割以上が持続可能な木質部材で使われている「エコフロー」を紹介。持続可能な木質部材の定義として、適切に管理された森、アグロフォレストリー、マテリアルリサイクルの 3 つを掲げる。木質部材の調達においては現地訪問し確認することを重視（カリマンタン島の FSC 認証林区を紹介）。

7. 質疑応答およびパネルディスカッション (抜粋)

- ・ ベトナムで行われている植林の樹種は？→アカシア、ユーカリ、一部マツもあった。地元樹種である。
- ・ 国産材は使用しないのか？→①国産材を使用する壁材を販売しているが、フロー材は検討段階。現状として、国産材は価格、安定供給の不安、品質等、いくつも課題がある。②ガイドラインで国産材使用を含めている。国産材は徐々に進めていく予定。
- ・ 木材調達ガイドライン作成ではサプライヤーの意見を反映しているのか？→基準自体にサプライヤーの意見は入っていないが、点数の付け方についてはサプライヤーに情報提供してもらい、決めた。

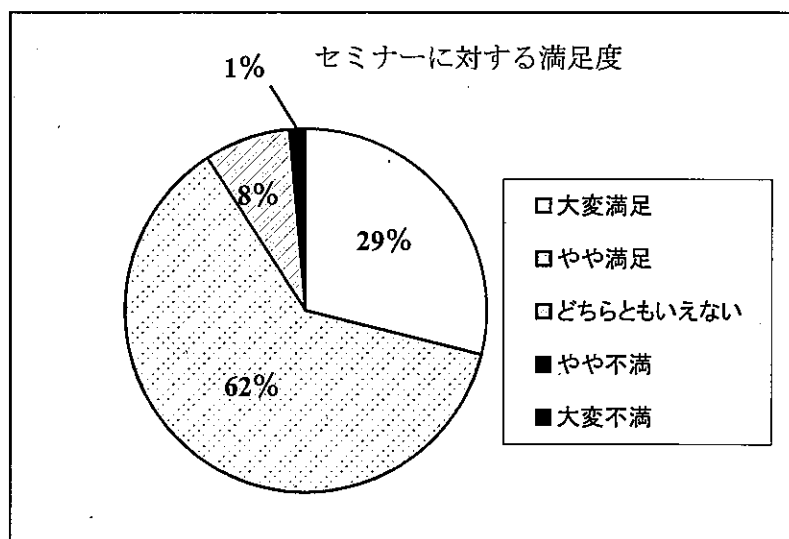
- ・住宅購入者からフェアウッドに関する質問を受けるか？→あまり受けない。ただし、国産材への認知度は高い。国産材にこだわる人がいるとは聞くが、モチベーションにつながるほどのインセンティブにはまだ至っていない。
- ・フェアウッド導入前の苦労は？→①導入前は品質、価格、納期が3命題だったが、「生物多様性」がキーワードとなり、まとめあげてきた。認証材、フェアウッドへの認知度は低く、ユーザから見てわかりづらいため、「生態系に配慮した木材」という方がわかりやすいかもしれない。②住宅メーカーから調達ガイドラインをもらい、そこからFSC、CoC等を勉強して3年取り組んできたというところ。商社の協力を得ながら、現地へ赴き、森林管理の状況を確認するようにしている。
- ・フェアウッド導入後の苦労は？→①フェアウッドの認知度が低いため、先行投資という形でマーケットを作る必要がある。付加価値が認められれば、コストをかけることが可能だが、現在はその段階まで至っていない。認証材にこだわるのではなく、国産材を使うなど、配慮の仕方を工夫している。②認証材は明らかにコストアップとなっているが、マーケットはそれを受け入れないのが現状。商社の協力を得ることで、価格に反映しないようにしている。多くの企業がアプローチを始めたことから、認証材使用は差別化というよりも、商売の土俵に残る最低条件と認識している。
- ・積水ハウスの資料にあるように、ヒノキ、杉でも準絶滅危惧、絶滅危惧というデータが表に出てくると、木材そのものが環境に優しいのかわからない、と誤解されるのではないかと→積水ハウスのガイドラインに関してはFoEが積極的にサポートしている。基準の見直し、運用の見直しは、意見を取り入れながら今後しっかり行いたい。

■ アンケート集計結果

- ・アンケート回収率 52% (東京会場：44%、大阪会場：65%)
- ・セミナーに対する満足度

東京会場と大阪会場の両方で、約9割の参加者が「大変満足」または「やや満足」と回答しました。「やや不満」と回答された方は東京会場で1名のみでした。大阪会場では「大変満足」が約40%を占め、東京の約2倍近くであったことから、大阪会場での満足度がより高いという結果になりました。

- ・お寄せいただいたご意見
※アンケート結果より抜粋
＜満足度の理由について＞
- ・NGOと企業の良い取り組みの姿が確認できました。(大阪)
- ・各社事例が参考になりました。今後も定期的に関催をお願いします。(東京)
- ・当社でのFSC、CoCへの取り組みへの起爆剤になるような話でした。(大阪)
- ・商社の意見も入れてほしかったです。(大阪)



- ・国際的なフェアウッド推進状況の把握、企業の調達実態、基準の取り方が判り有意義。地産地消のモデル、各国の状況も知りたかった。(東京)

<セミナーの内容に関する意見>

- ・合法性、持続可能性、生物多様性の確保というのがポイントだと考えますが、少し分けた方がわかりやすいのではないかと？まずは合法性だと思います。(東京)
- ・積水ハウス(株)木戸氏、いかに消費者に伝えていくかが今後の課題と云われたことで、企業の取り組みが見えてきた。(大阪)
- ・こういった情報はなかなか入手できないので、たいへん参考になった。(東京)

<関心のあるテーマ>

- ・一般消費者への啓蒙活動について(東京)
- ・地域で取り組まれている企業、行政、市民の連携事業(東京)
- ・国産材への取り組みに対する実績や課題(大阪)
- ・フェアウッド先進国であるEU諸国の取り組み方(大阪)